

講演要旨纏め

演 題 REACH 規制の概要について

講 師 早稲田大学大学院法務研究科 須網 隆夫 教授

内容

従来は REACH の規制に関する講義となると、実際にいつまでに何をやるべきかという内容が多かったと思います。今回のこの講義は法律家の立場から、REACH を実施する意義、目的について詳細に説明していただきました。

具体的には

これまでの化学物質立法

電気電子機器に関する WEEE 指令。

REACH 規制制定の背景

これまでの化学物質規制の問題点。

既存化学物質と新規物質との規制の違い、リスク評価の困難さ。

REACH 規制の指導理念

予防原則 証明されていなくとも規制していい。提出責任を製造者へ。

基本方針：人・環境へのリスク削減のために、危険な化学物質はより安全な物質又は使用しない代替技術に置き換える。

REACH 規制の制定経緯

2003 年欧州委員会の法案決定、2006 年に REACH として制定。

REACH 規制の目的

EU の化学産業の競争力を維持しながら、人間の健康の保護と環境の改善。

REACH 規制の対象、責任主体

対象は物質だけでなく、調剤、成形品に含まれる物質にも適用。

既存物質も新規物質も含まれる。

REACH 規制の手続き

登録、登録される情報、登録の完了。

情報の共有と動物実験の回避。

登録された物質の評価（当局による実質評価）、認可制限。

REACH 規制の評価

規制の強化と規制の緩和という二つの側面

REACH 規制と日本

日本における輸出に対する影響、日本の規制に影響。